

内閣府、総務省、法務省、
○外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省、防衛省、
令第一号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第八号）の施行に伴い、
並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項、第二十七条第二
項及び第三十二条第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、温室効果ガス算定排出量等の報告等
に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年三月三日

内閣総理大臣 石破 茂

総務大臣 村上誠一郎

法務大臣 鈴木 馨祐

外務大臣 岩屋 毅

財務大臣 加藤 勝信

文部科学大臣 阿部 俊子

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

国土交通大臣 中野 洋昌

環境大臣 浅尾慶一郎

防衛大臣 中谷 元

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、
外務省、財務省、文部科学省、
厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、環境省

第二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した

規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（報告の方法等） 第四条（略） 2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五	（報告の方法等） 第四条（略） 2 特定事業所排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項（特定事業所に係る同項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項を除く。）は、次の各号に掲げる事項（第二号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第五

条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年経済産業省・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項第三号又は第四

条第十号から第十六号までに掲げる者のいずれかである場合に限り、第四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が同条第一号に掲げる者である場合に限り、第五号から第十一号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所排出者が同条第十号から第十六号までに掲げる者である場合に限り、第十三号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限る。）とする。

号に規定する量を算定した場合及び国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合に限り、第十四号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する方法により二酸化炭素の量を控除した場合に限る。）とする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同

じ。）及び代表者の氏名

二〇十三 （略）

十四 算定省令第十条第一項に規定する方法により控除した二酸化炭素の量

3 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第三号から第十号までに掲げる事項についてはそれぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限り、第十一号に掲げる事項については当該特定事業所排出者が令第七条第三項に規定する場合において算定省令第十条第一項に規定する

じ。）及び代表者の氏名

二〇十三 （略）

（新設）

3 特定事業所排出者が行う特定事業所に係る法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項（第三号から第十号までに掲げる事項については、それぞれ当該特定事業所が令第六条第一号から第八号までに掲げる事業所に該当する場合に限る。）とする。

る方法により温室効果ガス算定排出量を算定した場合に限る。」とする。

一〇十 (略)

十一 算定省令第十条第一項に規定する方法により控除した二酸化炭素の量

4 特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告（同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限る。）は、算定省令第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴つ

一〇十 (略)

(新設)

4 特定事業所排出者が電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合における第二項第四号及び前項第三号に掲げる事項の報告（同号に掲げる事項の報告については、特定事業所における主たる事業が電気事業又は熱供給事業である場合に限る。）は、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十

て発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

5

第二項第四号に掲げる事項の報告は、特定事業所排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量について行うものとする。

6

第二項第四号に掲げる事項の報告は、特定事

八年経済産業省令・環境省令第三号。以下「算定省令」という。）第二条第一項に規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量及び同条第二項に規定する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

（新設）

5

第二項第四号及び第三項第三号に掲げる事項

業所排出者において行われた次の各号に掲げるエネルギーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量のそれぞれについて行うものとし、第三項第三号に掲げる事項の報告は、次の第一号及び第三号に掲げるエネルギーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量を合算して得た量及び第二号に定める量のそれぞれについて行うものとする。

一 燃料の使用（次号に掲げるものを除く。）

算定省令第二条第一項第一号及び第二号に掲げる量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する当該物質の量を除く。）を合

の報告は、算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料ごとに特定事業所排出者において行われた当該燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量を合算する方法により算定される当該物質の排出量に一を乗じて得た量及び当該特定事業所排出者において行われた令第七条第一項第一号イに規定する方法により算定されるエネルギーの使用に伴って発生する当該物質の量（算定省令別表第一の二九の項から三五の項までの第二欄に掲げる燃料の使用に伴って発生する当該物質の量を除く。）に一を乗じて得た量のそれぞれについて行うものとする。

算する方法により算定される二酸化炭素の量
に一を乗じて得た量

二 廃棄物及び廃棄物燃料の使用 算定省令第
二条第一項第二号に掲げる量（算定省令別表
第一の二九の項から三五の項までの第二欄に
掲げる燃料の使用に伴って発生する二酸化炭
素の量に限る。）に一を乗じて得た量

三 他人から供給された電気及び熱の使用 算
定省令第二条第一項第三号及び第四号に掲げ
る量を合算する方法により算定される二酸化
炭素の量に一を乗じて得た量から特定事業所
排出者が取得等をした国内認証排出削減量及
び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案し

て環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量

7 |
5 |
10 |
(略)

第四条の二 前条第二項第四号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に算定省令第二条第五項各号に定める係数を乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同条第六項各号に掲げる熱の区分に応じその量にそれぞれ同項各号に定める係数

6 |
5 |
9 |
(略)

第四条の二 前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九

を乗じて得られる量、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下同じ。）の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下同じ。）又は登録特定送配電事業者（同法第二

号に規定する一般送配電事業者をいう。以下この項及び第二十条の二第一項において同じ。）のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に定める熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に定める熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。

七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に算定

省令第二条第五項各号に定める係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他前条第二項第四号に定める量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

）のものを乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書（エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成二十二年経済産業省令第四十三号）第四条第一項第二号に規定する非化石証書をいう。以下この項において同じ。）の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者（電気事業法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下この項において同じ。）が行う小売供給の

2||

特定事業所排出者が国内認証排出削減量、海外認証排出削減量又は非化石電源二酸化炭素削減相当量を用いて調整後温室効果ガス排出量を算定した場合における前条第二項第十二号及び第十三号に掲げる事項の報告は、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の種別、数量及

用に供する電気として供給されたものの量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

（新設）

び識別番号、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量に第二十条の二第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者のものを乗じて得られる量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された算定省令第二条第六項第一号に掲げる熱の量に同号に定める係数を乗じて得られる量及び算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された同項第二号に掲げる熱の量に第二十条の二第三項に規定する調整後排出係数のうち当該熱を供給する熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八

十八号) 第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。第二十条の二第三項において同じ。) のもの乗じて得られる量を合算して得られる量、非化石証書の種別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同条第一項に規定する調整後排出係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他調整後温室効果ガス排出量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と

併せて行うものとする。

3|| 前条第二項第十四号及び第三項第十一号に掲

げる事項の報告は、令第七条第三項に規定する
場合において回収した二酸化炭素の種別ごとの
量、当該二酸化炭素を回収した者、当該二酸化
炭素を回収した年月日その他温室効果ガス算定
排出量の算定に必要な情報についての事業所管
大臣に対する説明と併せて行うものとする。

4| 事業所管大臣は、前三項の説明を受けたとき
は、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通
知するものとする。

5| 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う
第一項から第三項までの規定による説明は、当

(新設)

2| 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは
、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知
するものとする。

3| 二以上の事業を行う特定事業所排出者が行う
第一項の規定による説明は、当該特定事業所排

該特定事業所排出者に係る事業を所管する大臣
に対して行わなければならない。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第六条 特定事業所排出者が行う法第二十七条第
一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条
第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に
掲げる事項を記載した請求書を提出して行わな
ければならない。ただし、災害その他やむを得
ない事由により当該期限までに提出して行うこ
とが困難であるときは、環境大臣及び経済産業
大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提
出して行わなければならない。

出者に係る事業を所管する大臣に対して行わな
ければならない。

（権利利益の保護に係る請求の方法）

第六条 特定事業所排出者が行う法第二十七条第
一項の請求は、毎年度七月末日までに、第四条
第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に
掲げる事項を記載した請求書を提出して行わな
ければならない。ただし、災害その他やむを得
ない事由により当該期限までに提出して行うこ
とが困難であるときは、環境大臣及び経済産業
大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提
出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号若しくは第十四号に掲げる事項

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

二 公にされることにより、当該特定事業所排出者の権利利益が害されるおそれがあると思料する第四条第二項第四号から第十一号まで及び同条第三項第三号から第十号までに規定する温室効果ガスの名称及び温室効果ガス算定排出量（同条第二項第八号及び第九号並びに同条第三項第七号及び第八号に規定する温室効果ガスにあっては、温室効果ガス算定排出量の合計量）又は調整後温室効果ガス排出量若しくは同条第二項第十三号に掲げる事項

三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第十二条 (略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第十二条 (略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第一項(同法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十八条第一項(同法第五十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

）又は同法第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第三十一条第二項に規定する認定管理統括事業者（次項において単に「認定管理統括事業者」という。）にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	第 <u>四</u> 条	の二第	二項か	ら第 <u>四</u>	項まで	並びに	第五 条	第一 項	及び第	二項
（略）	事業所	管大臣								
（略）	エネルギーの使用の合	理化及び非化石エネル	ギーへの転換等に関す	る法律第十六条第一項	、第二十八条第一項又	は第四十条第一項に規	定する主務大臣			

（略）	第 <u>四</u> 条	の二第	二項並	びに第	五 条第	一 項及	び第 二 項			
（略）	事業所	管大臣								
（略）	エネルギーの使用の合	理化及び非化石エネル	ギーへの転換等に関す	る法律第十六条第一項	、第二十八条第一項又	は第四十条第一項に規	定する主務大臣			

第四条	事業を	エネルギーの使用の合
の二第	所管す	理化及び非化石エネル
五項、	る大臣	ギーへの転換等に関す
第五条		る法律第十六条第一項
第三項		、第二十八条第一項又
及び第		は第四十条第一項に規
六条第		定する主務大臣
二項		

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条

第四条	事業を	エネルギーの使用の合
の二第	所管す	理化及び非化石エネル
三項、	る大臣	ギーへの転換等に関す
第五条		る法律第十六条第一項
第三項		、第二十八条第一項又
及び第		は第四十条第一項に規
六条第		定する主務大臣
二項		

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条

第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)
	(略)
	(略)

第三項又は第八十六条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（認定管理統括事業者にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

	(略)
	(略)
	(略)

五項、	五条	第三項	及び第 六条第 二項	(略)
る大臣				(略)
ギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣				(略)

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合

三項、	五条	第三項	及び第 六条第 二項	(略)
る大臣				(略)
ギーへの転換等に関する法律第八十四条第三項、第八十五条第三項又は第八十六条第三項に規定する主務大臣				(略)

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十条第一項（同法第五十二条第三項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。）の規定による報告のうち同法第三十条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。

）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

を含む。）の規定による報告のうち同法第三十条第二項第二号に規定する管理関係事業者（次項において単に「管理関係事業者」という。

）であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

第 四 条	第 四 条 の 二 第 二 項 か ら 第 四 項 ま で 並 び に 第 五 条 第 一 項 及 び 第 二 項	事業所 管大臣	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関す る法律第四十条第一項 に規定する主務大臣
事業を			
エネルギーの使用の合			

第 四 条	第 四 条 の 二 第 二 項 並 び に 第 五 条 第 一 項 及 び 第 二 項	事業所 管大臣	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関す る法律第四十条第一項 に規定する主務大臣
事業を			
エネルギーの使用の合			

の二第	所管す	理化及び非化石エネルギー及び非化石エネルギーへの転換等に関する大臣
五項、	る大臣	ギーへの転換等に関する法律第四十条第一項
第五條		る法律第四十条第一項
第三項		に規定する主務大臣
及び第		
六條第		
二項		

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に

の二第	所管す	理化及び非化石エネルギー及び非化石エネルギーへの転換等に関する大臣
三項、	る大臣	ギーへの転換等に関する法律第四十条第一項
第五條		る法律第四十条第一項
第三項		に規定する主務大臣
及び第		
六條第		
二項		

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十六条第三項の規定による報告のうち管理関係事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に

関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
（略）	事業所	エネルギーの使用の合
（略）	管大臣	理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する

関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
（略）	事業所	エネルギーの使用の合
（略）	管大臣	理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する

第三項	第五條	五項、	の二第	第四條	二項 及び第 第一項 第五條 並びに 項まで	ら第四
		る大臣	所管す	事業を		
項に規定する主務大臣	る法律第八十六條第三	ギーへの轉換等に関する	理化及び非化石エネルギー	エネルギーの使用の合		る法律第八十六條第三 項に規定する主務大臣

第三項	第五條	三項、	の二第	第四條	項 び第二 一項及 五條第	びに第
		る大臣	所管す	事業を		
項に規定する主務大臣	る法律第八十六條第三	ギーへの轉換等に関する	理化及び非化石エネルギー	エネルギーの使用の合		る法律第八十六條第三 項に規定する主務大臣

及び第 六条第 二項	(略)
	(略)
	(略)

(報告の方法等)

第十三条 (略)

2 特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項(第四号に掲げる事項については、当該特定輸送排出者が令第

及び第 六条第 二項	(略)
	(略)
	(略)

(報告の方法等)

第十三条 (略)

2 特定輸送排出者が行う法第二十六条第一項の規定による報告に係る同項の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

五条第二号から第八号までに掲げる者のいずれかである場合であり、かつ、次項の規定により算定される量を報告する場合に限る。）とする。

一〇三（略）

四〇 国内認証排出削減量の種別ごとの合計量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量

三〇 前項第三号に掲げる事項の報告は、特定輸送排出者が取得等をした国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定される量について行うものとする。

一〇三（略）

（新設）

（新設）

4

令第五条第二号から第八号までに掲げる者が
行う第二項第三号に掲げる事項の報告は、当該
者において行われた次の各号に掲げるエネルギ
ーの使用の区分に応じ、当該各号に定める量の
それぞれについて行うものとする。

一 燃料の使用 算定省令第二条第一項第一号
及び第二号に掲げる量を合算する方法により
算定される二酸化炭素の量に一を乗じて得た
量

二 他人から供給された電気及び熱の使用 算
定省令第二条第一項第三号及び第四号に掲げ
る量を合算する方法により算定される二酸化
炭素の量に一を乗じて得た量から特定輸送排

(新設)

出者が取得等をした国内認証排出削減量及び
非化石電源二酸化炭素削減相当量を勘案して
環境大臣及び経済産業大臣が定めるところに
より算定される量

5・6 |
(略)

第十三条の二 前条第二項第三号及び第四号に掲
げる事項の報告は、国内認証排出削減量の種別
、数量及び識別番号、算定排出量算定期間にお
いて事業活動に伴い使用された他人から供給さ
れた電気の量に算定省令第二条第五項各号に定
める係数を乗じて得られる量、非化石証書の種
別、非化石証書に係る電力の量、算定排出量算

3・4 |
(略)

(新設)

定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量のうち電気事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給の用に供する電気として供給されたものの量に同項各号に規定する係数のうち当該電気を供給する電気事業者又は登録特定送配電事業者のものを乗じて得られる量その他前条第二項第三号に定める量の算定に必要な情報についての事業所管大臣に対する説明と併せて行うものとする。

2 事業所管大臣は、前項の説明を受けたときは、その内容を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第十五条 特定輸送排出者が行う法第二十七条第

一項の請求は、毎年度六月末日までに、第十三条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その法人番号及び代表者の氏名

二・三 (略)

(権利利益の保護に係る請求の方法)

第十五条 特定輸送排出者が行う法第二十七条第

一項の請求は、毎年度六月末日までに、第十三条第一項に規定する報告書と併せて、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を提出して行わなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出して行うことが困難であるときは、環境大臣及び経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出して行わなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二・三 (略)

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第二十条 (略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項(同法第四百十條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三百十一條第一項(同法第三百四十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三百十六條第一項(同法第四百十條第三項の規定により読み替えて

2・3 (略)

(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律との関係)

第二十条 (略)

2 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第七條第一項(同法第四百十條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三百十一條第一項(同法第三百四十條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三百十六條第一項(同法第四百十條第三項の規定により読み替えて

適用する場合を含む。）又は同法第四百四十五条
第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排
出量に係る事項に関する部分（同法第三百十四
条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業
者にあつては、当該者に係る部分に限る。）が
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
の排出量についての法第二十六条第一項の規定
による報告とみなされる場合におけるこの章の
規定の適用については、次の表の上欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする
。

適用する場合を含む。）又は同法第四百四十五条
第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排
出量に係る事項に関する部分（同法第三百十四
条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業
者にあつては、当該者に係る部分に限る。）が
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
の排出量についての法第二十六条第一項の規定
による報告とみなされる場合におけるこの章の
規定の適用については、次の表の上欄に掲げる
規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同
表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする
。

第十三	事業所	国土交通大臣
条の二	管大臣	
並びに		
第十四		
条第一		
項及び		
第二項		
(略)	(略)	(略)

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項（同法第百二

第十四	事業所	国土交通大臣
条第一	管大臣	
項及び		
第二項		
(略)	(略)	(略)

3 法第三十四条第一項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十五条第一項（同法第百二

十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第百十七条第二項に規定する認定管理系統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと

十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分（同法第百十七条第二項に規定する認定管理系統括荷主にあつては、当該者に係る部分に限る。）がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものと

する。

第十三 条の二	事業所
管大臣	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関す る法律（昭和五十四年 法律第四十九号）第百 十五条第一項（同法第 百二十三条第一項の規 定により読み替えて適 用する場合を含む。以 下同じ。）又は同法第 百十九条第一項（同法

する。

第十四 条第一 項	事業所
管大臣	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関す る法律（昭和五十四年 法律第四十九号）第百 十五条第一項（同法第 百二十三条第一項の規 定により読み替えて適 用する場合を含む。以 下同じ。）又は同法第 百十九条第一項（同法

第十三 条の二	事業所 管大臣	
第二項		
並びに		
第十四 条第一 項及び		第二百二十三条第二項の 規定により読み替えて 適用する場合を含む。 以下同じ。）に規定す る主務大臣
	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関す る法律第百十五条第一 項又は第百十九条第一 項に規定する主務大臣	

第十四 条第二 項	事業所 管大臣	
	エネルギーの使用の合 理化及び非化石エネル ギーへの転換等に関す る法律第百十五条第一 項又は第百十九条第一 項に規定する主務大臣	第二百二十三条第二項の 規定により読み替えて 適用する場合を含む。 以下同じ。）に規定す る主務大臣

第二項	(略)
	(略)
	(略)

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百十七条第二項第二号に規定する管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排

	(略)
	(略)
	(略)

4 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項（同法第二百一十三条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百十七条第二項第二号に規定する管理関係荷主であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排

出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三 条の二 第一項	事業所 管大臣
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規	エネルギーの使用の合

出量についての法第二十六条第一項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四 条第一 項	事業所 管大臣
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百十九条第一項（同法第百二十三条第二項の規	エネルギーの使用の合

第十三	事業所	
条の二	管大臣	
第二項	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項に規定する主務大臣	定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。に規定する主務大臣
並びに		
第十四		
条第一		
項及び		
第二項		

第十四	事業所	
条第二	管大臣	
項	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百十九条第一項に規定する主務大臣	定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。に規定する主務大臣

(略)	
(略)	
(略)	

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一

(略)	
(略)	
(略)	

5 法第三十四条第二項の規定によりエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百三十六条第一項（同法第百四十条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告のうち同法第百三十四条第二項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が当該者のエネルギーの使用に伴つて発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十六条第一

項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三 条の二 並びに	事業所 管大臣
第十四 条第一 項及び 第二項	国土交通大臣

項の規定による報告とみなされる場合におけるこの章の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四 条第一 項及び 第二項	事業所 管大臣
	国土交通大臣

(略)
(略)
(略)

(未調整排出係数の公表)

第二十一条 環境大臣及び経済産業大臣は、事業

者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するため、電気事業者ごとに未調整排出係数（他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数であつて、電気事業者における国内認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量のうち適切と認められるものの取得等を反映

(略)
(略)
(略)

(新設)

第二十一条及び第二十二条 削除

していないものをいう。)及び当該未調整排出
係数を求めるために必要となった情報を収集す
るとともに、その内容を確認し、当該未調整排
出係数を公表するものとする。

第二十二條 削除

様式第一を次のように改める。

※別ファイル参照。

様式第一の二を次のように改める。

※別ファイル参照。

様式第二を次のように改める。

※別ファイル参照。

様式第四を次のように改める。

※別ファイル参照。

様式第五を次のように改める。

※別ファイル参照。

様式第六を次のように改める。

※別ファイル参照。

附 則

（施行期日）

- 1 この命令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この命令による改正後の規定は、令和七年度以降の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第一項の規定による報告について適用する。